

令和5年度 戸町中学校 生活のきまり

長崎市立戸町中学校

I 身なりについて

1 制服

①標準服 **Aタイプ…標準学生服** **Bタイプ…指定セーラー服** のいずれかを選択して着用する。

②Aタイプ(標準学生服)

- ・カッターシャツの下に保温性の下着を着用してよい。(色指定なし) 首もとや袖から見えないようにする。ただし、ハイネックやタートルネックは不可
- ・気候・体調に合わせて、セーター・ベスト・トレーナーを着用してもよい。ただし、制服にふさわしい色や着こなしを心がけること。
- ・夏服は白の開襟シャツを着用する。中着は外に透けずに派手ではないものを着用し、商標などのワンポイントまで可とする。

Bタイプ(指定セーラー服)…冬服に関してはスカートタイプとスラックスタイプのいずれかを選択。

- ・セーラー服の下の中着は、タートルネック・ハイネックは不可。ただし、制服の着こなしに違和感のない色・着用の仕方を心がける。
- ・夏服は指定のセーラー服を着用し、中着は外に透けずに派手ではないものを着用し、商標などのワンポイントまで可とする。
- ・白の学生用ブラウスを中間服として着用することを認める。また、セーラー服の下に着用することも認める。
- ・登下校時のマフラー・ネックウォーマー・手袋・カーディガン・コートの着用を認める。ただし、下足箱で脱衣・着衣すること。
- ・厳冬期においては、防寒の目的で派手でないタイツやレギンス・ストッキングの着用を認める。
- ・校内でのカーディガンの着用を認める。ただし、制服の着こなしに違和感のない色・着用の仕方を心がける。

※特に移行期間は設けない。気候や体調に合わせて、各自で判断することとする。ただし、儀式的行事においては、統一の服装とする。

- ③ 授業中のひざ掛けを許可する。
- ④ 通学シューズは白色のひも運動靴とする。(体育授業時使用可能なもの)
色つき(ライン・マーク)・ひもなしの靴は使用禁止。必ず靴の内側に記名すること。
- ⑤ 【1. 2年】通学カバンは指定リュックとする。荷物が多く入りきらない場合に限り、他のバッグ等を許可する。目印としてのアクセサリー1個は認めるが、拳の大きさ程度とする。
【3年】通学カバンは標準手提げカバン(スリーウェイバッグ)とサブバッグとする。目印としてのアクセサリー1個は認めるが、拳の大きさ程度とする。
- ⑥ 靴下は白のみ。くるぶしが十分隠れる足首までの通常の丈のものとする。(ワンポイント可)
- ⑦ 名札は指定のものを使用し、登校したら装着し、下校時はクラスで回収する。
- ⑧ 上履きのかかとははっきりと記名する。かかとは踏まない。

2 頭髪について

- ①中学生らしい頭髪、清潔感のある髪型を守り、極端なツープロックなど、流行を追った特異な髪型をしない。
- ②男子:前髪は眉にかかる程度とし、後ろ髪は襟に、横髪は耳にかからないようにする。
- ③女子:前髪は眉にかかる程度とし、肩より長い髪は、黒・紺・茶のゴムで1つか2つに束ねる。結べない長さで顔にかかる横髪はヘアピンで留め、顔にかからないようにする。
- ④中学生として学校生活にふさわしい頭髪かどうかを、自己の責任の下に主体的に判断する。ただし、個別の事情がある場合は相談すること。

3 その他

- ① 眉を細くするなど手を加えない。
- ② アクセサリー（首輪、ミサンガ、ピアスなど）は禁止。
- ③ 爪は伸ばさない。（指の腹から見えない程度）